

千葉市告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条45の第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者、指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11及び千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和2年8月21日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社テクノトランス	デイサービス幸せカルテ加曽利事業所	千葉県千葉市若葉区加曽利町520	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和2年 7月31日
株式会社アクセス	ライフサポートかたつむり実籾	千葉県習志野市東習志野5-2-10	通所介護相当サービス	令和2年 7月31日
株式会社アクセス	リハビリデイサービスnagomimi習志野店	千葉県習志野市津田沼5-12-12	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和2年 5月31日